

三郷市立早稲田中学校 いじめの防止等のための基本的な方針

はじめに

本校では、目指す学校像を「夢への一歩が踏み出せる学校」とし、三郷の教育四つの礎「授業改善」「日本一の読書のまち三郷の推進」「家庭教育の充実」「夢への挑戦」の取組を通して、特色ある教育活動を展開している。

「授業の心得」を基盤として、教員一人一人が「わかる」授業を心掛け、生徒に基礎・基本の定着を図り、思考力、判断力、表現力の育成に努めている。

読書活動では、司書と連携して学校図書館を積極的に活用し、生徒に読書の楽しさ、知る喜びを伝え、豊かな心の育成に努めている。

埼玉県、三郷市がそれぞれ策定、改定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌し、本校の実態に即し、いじめの防止、早期発見、迅速な対応が、計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を以下に記載する。

1 いじめの未然防止

(1) 人間力を高める道德教育の充実

- ・道德の授業では、生徒の心が揺さぶられる教材や資料を取り扱い、人としての「気高さ」や「思いやり」「心づかい」等に触れさせ、自身の生活や行動を省みる。
- ・教育活動全体を通じ、「卑怯な振る舞いをしない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」豊かな心を育てる。
- ・年に一度、全学級が道德授業を公開する。
- ・考え、議論する道德の推進を通して、生徒一人一人の道德的実践力を高める。

(2) 豊かな体験活動の充実

- ・学校行事や生徒会活動を通して、協働する喜びを実感させる。
- ・福祉体験、ボランティア体験、職業体験等、発達段階に応じた体験活動を教育計画に位置付け、実施する。

(3) 生徒会主体の取組

- ・保護者や地域の方々、教職員と一緒に「あいさつ運動」を実施し、明るい気持ちで学校生活がスタートできるようにする。
- ・生徒会主体の取組を通して、生徒一人一人がいじめの問題を自分のこととして捉え、「いじめ撲滅宣言」を策定し、いじめ問題への意識を高める。

(4) 意識の啓発

- ・12月に集会を開催し、「いじめ撲滅宣言」を行う。
- ・11月に人権教育週間を設け（2週間）、生命尊重の精神や人権感覚を育む。
- ・いじめの定義を教職員が十分に理解し、生徒、保護者にもあらゆる機会を通じて周知徹底する。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童等生徒が行う心理的又は物理的な

影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことによって、生徒及びその保護者の安心感につなげるとともに、いじめの加害行為の抑止にもつなげる。

2 早期発見のための対策

(1) 日常的なコミュニケーションの充実

- ・ 教職員は、児童生徒に積極的に言葉がけをして、児童生徒とのコミュニケーションを図り、児童生徒の小さな変化を見逃さないようにする。
- ・ 「生活ノート」（日記）を活用して、生徒の実態把握と適切な指導に努める。
- ・ 休み時間や昼休み等、生徒の様子に目を配り、「生徒がいる所には、教職員がいる」ことを目指す。

(2) 教育相談の実施体制

- ・ 教職員と生徒の信頼関係を築き、次の通り相談体制を整える。

- ① いじめ相談窓口（教頭及び学年主任）
- ② 第1教育相談室、第2教育相談室、第3教育相談室との連携
- ③ さわやか相談員、スクールカウンセラーの活用
- ④ 授業参観日や保護者懇談会を通じた保護者との連携
- ⑤ 教育相談日の設定

- ・ 「心と体の健やかチェック」を毎月行い、必要に応じて教育相談を実施する。

(3) 校内研修の実施

- ・ 生徒理解に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけ、教職員の意識啓発を図る。
- ・ いじめが疑われる事案を教職員が抱え込むことなく、常に学校全体で共有し、全教職員で組織的に対応することを徹底する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ インターネット等を通じて行われるいじめの防止や、効果的に対処できるようにするために、教職員（生徒、保護者）を対象に情報モラル研修会（講習会）を実施する。
- ・ 生徒、保護者を含めたネットマナーに関する講座を全学年で開催する。

3 いじめの対応

(1) 適切な実態把握

- ・ 当事者双方、周りの生徒から個々に聴き取り、情報を収集する。その際、複数の教員が立ち会うこととする。

(2) 組織的な対応

- ・ いじめの事実が確認された場合は、学校として事実の共通認識、対応の共通理解を図り、組織的に対応する。

- ・ いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下指導体制を整え、適切な役割分担をして解決にあたる。

(3) 生徒への指導、支援

- ・ いじめられた生徒の保護、心配や不安を取り除く支援を行う。
- ・ いじめを行った生徒に対して、相手の苦しみや痛みに関心を寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる。
- ・ 生徒への指導・支援後、最低でも3ヶ月以上当該いじめのない状態が続き、被害生徒が安心して学校生活を送っていることを見届ける。

(4) 保護者との連携

- ・ いじめられた生徒及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を説明する。また、いじめを行った生徒の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。
- ・ インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との連携について協議する。

(5) 関係機関への報告・相談

- ・ 必要に応じて、教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案によって関係機関との連携を行う。（吉川警察署、草加児童相談所等）

4 校内組織

(1) 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

〈構成員〉 校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・生徒指導担当・養護教諭

〈活動〉

- ① 早期発見に関する取組の推進。（教育相談等）
- ② 未然防止に関する取組の推進。
- ③ 対応に関する確認。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する生徒の理解を深める取組の推進。
- ⑤ 本委員会の協議内容等を全教職員に周知し、全教職員の目で生徒を見守る体制をつくる。

〈開催〉

毎週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催する。

(2) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 三郷市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。

〈構成員案〉 校長・教頭・主幹教諭、学年主任、生徒指導主任・学年生徒指導担当・教育相談主任・養護教諭・スクールカウンセラー・さわやか相談員・担任、顧問等

の当該関係職員を基本とし、必要に応じて三郷市教育委員会からの支援を受け、外部の専門家を要請する。

- ③「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童生徒の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。
- ⑤「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。

(3) その他

本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。年度末には上記④(1)の「いじめ防止対策推進委員会」の見直しを行い、生徒、保護者、地域にも全校集会学校だより、学校ホームページ等を通じて周知し、年度当初の保護者会等で説明する